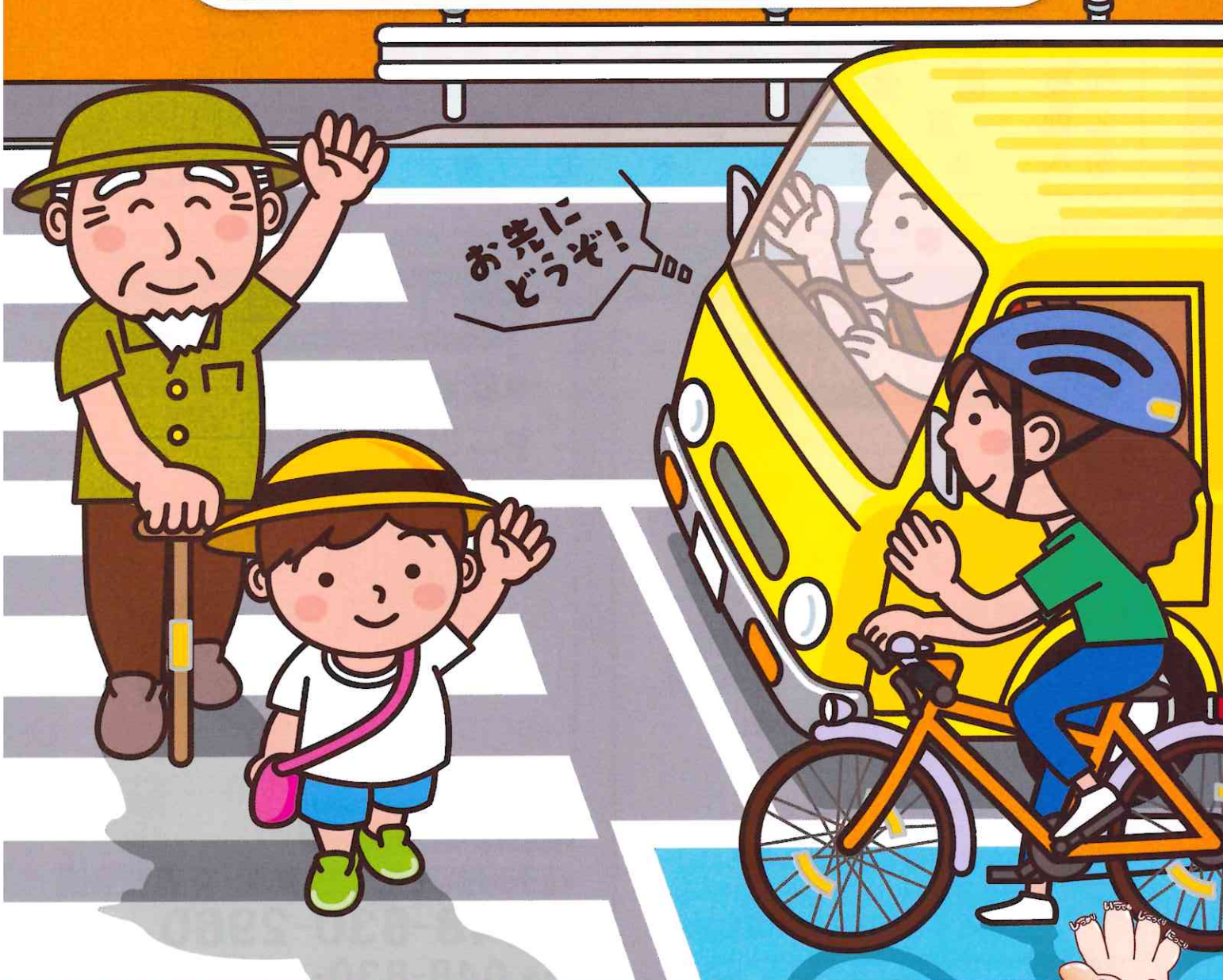


夏の交通事故 防止運動

令和5年7月15日土 7月24日月



運動重点

- ① 自転車乗用時のヘルメット着用促進と交通事故防止
- ② こどもと高齢者の交通事故防止
- ③ 飲酒運転の根絶



埼玉県交通安全対策協議会
埼玉県・埼玉県警察・埼玉県教育委員会・市町村

彩の国  埼玉県



自転車乗用時のヘルメット着用促進と交通事故防止

令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化されました。

令和4年中、埼玉県では自転車の交通事故死亡者の約7割が頭部への致命傷を負い、また全員がヘルメットを着用していませんでした。交通事故の防止のため、交通ルールの遵守とともに、万が一の事故に備えヘルメットの着用に努めましょう。



自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



子どもと高齢者の交通事故防止

●子供は…

- しんごうをまもろう
- どろろにとびださない
- おうだんほどうをわたろう



●高齢者は…

- 道路を横断するときは、自分の目でしっかり確認
- 車両の直前・直後の横断をしない
- 夜間外出時は、反射材使用



●ドライバーは…

- 横断歩道では歩行者優先
- 歩行者がいるときは、スピードを落とすなど「思いやり運転」を



歩行者優先
イメージキャラクター
「さいたまお父さん」

埼玉県公式
チャンネル
交通安全劇場



(YouTube)

飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は犯罪!
- 二日酔い運転も犯罪!!



お問い合わせは

埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課
☎048-830-2960

FAX 048-830-4757

夏の交通事故防止運動の
ホームページ▶

夏の交通事故防止運動 埼玉県

検索



人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県